



# 宮 崎 県 公 報

平成23年 8 月25日 (木曜日) 第 2314 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 ( “ ) 1
- 生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… ( “ ) 1
- 生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護支援事業所) の指定…………… ( “ ) 2
- 生活保護法に基づく介護機関 (介護老人福祉施設) の指定…………… ( “ ) 2
- 生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所

頁

- ) の所在地の変更…………… (国保・援護課) 2
- 有害興行の指定…………… (こども家庭課) 3
- 県緑化推進委員会の所在地の変更…………… (環境森林課) 3

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見 (3 件) …………… (商業支援課) 3
- 県宮土地改良事業計画の策定 (2 件) …………… (農村整備課) 4
- 平成23年度家畜商講習会の開催…………… (復興対策推進課) 4
- 公共測量の実施の通知…………… (管理課) 4
- 入札公告…………… 5

### 正 誤

- 平成23年 7 月 4 日付け県公報 (号外第58号) 中…………… 6

## 告 示

### 宮崎県告示第 720号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
カイ薬局 一ヶ岡店	宮崎県延岡市旭ヶ丘5丁目9の10	平成23年 7 月 1 日
イオン薬局延岡店	宮崎県延岡市旭町2丁目2番1号	平成23年 7 月 1 日
福岡医院	宮崎県日南市春日町1番7号	平成23年 7 月 1 日
そのだ調剤薬局	宮崎県日南市園田1丁目6番2号	平成23年 7 月 1 日
あしの歯科医院	宮崎県小林市野尻町東麓字小丸1147番地4	平成23年 6 月 1 日
さいと薬局	宮崎県西都市妻町3丁目133番地	平成23年 8 月 1 日
えびの薬局	宮崎県えびの市上江1026番2	平成23年 8 月 1 日
国武薬局 えびの店	宮崎県えびの市大字亀沢字野間口 272	平成23年 8 月 1 日
みしま内科クリニック	宮崎県北諸県郡三股町大字樺山字中原5036-5	平成23年 8 月 4 日
三股歯科	宮崎県北諸県郡三股町稗田9番地7	平成23年 4 月 1 日

さくら薬局	宮崎県北諸県郡三股町大字樺山字中原5036番90	平成23年 8 月 1 日
-------	--------------------------	---------------

### 宮崎県告示第 721号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
イオン薬局延岡店	宮崎県延岡市旭町2丁目2番1号	平成23年 7 月 1 日
福岡医院	宮崎県日南市春日町1番7号	平成23年 7 月 1 日
あしの歯科医院	宮崎県小林市野尻町東麓小丸1147-4	平成23年 6 月 1 日

### 宮崎県告示第 722号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人悠隆会	宮崎県延岡市北川町川内名7055番	医療法人悠隆会西階クリニック	宮崎県延岡市野地町1丁目4070番	平成23年 5 月 1 日

	地 2		地 1	
合同会社 T-CARE	宮崎県日南 市北郷町郷 之原乙4808 番地 1	リハステッ プ 郷	宮崎県日南 市北郷町郷 之原乙4808 番地 1	平成23年 6月3日
株式会社し あわせカン パニー	宮崎県日南 市中央通 2 丁目 1 番 8 号	デイサービ ス友	宮崎県日南 市吾田西 1 丁目12番地 22号	平成23年 4月1日
社会福祉法 人報謝会	宮崎県西諸 県郡高原町 蒲牟田7348 番地 2	オーパ！訪 問ヘルパー ステーショ ン	宮崎県小林 市細野1478 番地	平成22年 10月28日
社会福祉法 人報謝会	宮崎県西諸 県郡高原町 蒲牟田7348 番地 2	オーパ！デ イサービス センター	宮崎県小林 市細野1478 番地	平成22年 10月28日
三寿産業株 式会社	宮崎県日向 市原町 3 丁 目 1 番17号	ケアステー ション日向	宮崎県日向 市原町 3 丁 目 1 番17号	平成23年 7月29日
社会福祉法 人 長平会	宮崎県児湯 郡川南町川 南 13428番 地17	小規模多機 能型居宅介 護事業所川 南ひばり	宮崎県児湯 郡川南町川 南 13526- 9	平成23年 6月1日
株式会社き ずな	宮崎県東白 杵郡門川町 西栄町 4 丁 目20番地	デイサービ スあくた門 川店	宮崎県東白 杵郡門川町 西栄町 4 丁 目20番地	平成23年 8月1日

宮崎県告示第 723号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法 人報謝会	宮崎県西諸 県郡高原町 蒲牟田7348 番地 2	オーパ！居 宅介護支援 センター	宮崎県小林 市細野1478 番地 1	平成22年 10月28日
社会福祉法 人報謝会	宮崎県西諸 県郡高原町 蒲牟田7348	おり鶴 居 宅介護支援 センター	宮崎県西諸 県郡高原町 広原4965番	平成23年 5月22日

	番地 2		地 1	
株式会社ふ くじゅそう	宮崎県日向 市日知屋 1 4693番地 1	居宅介護支 援事業所ふ くじゅそう	宮崎県日向 市日知屋 1 4693番地 1	平成23年 6月1日
株式会社さ くらんぼ	宮崎県児湯 郡高鍋町上 江2995番地 2	居宅介護支 援事業所 ひなた	宮崎県東諸 県郡国富町 宮王丸 366 番地	平成22年 12月27日
株式会社拓	宮崎県児湯 郡高鍋町上 江6649番地 123	居宅介護支 援事業所た かなべ	宮崎県児湯 郡高鍋町上 江6649番地 123	平成22年 12月3日

宮崎県告示第 724号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関（介護老人福祉施設）を次のとおり指定した。

平成23年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
特別養護老人ホ ームパパス	宮崎県都城市平塚町30 33- 1	平成23年 7 月20日
小林市養護老人ホ ーム慈敬園	宮崎県小林市細野1783 番地	平成23年 7 月 1 日

宮崎県告示第 725号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所在地
有限会社 サンシャ インコマ ース	宮崎県延岡市三ツ 瀬町 2 丁目 4 番地 9	有限会社 サンシャ インコマ ース「サ ンヘルプ 」	宮崎県延岡市大貫 町 3 丁目3059番地
特定非営 利活動法 人延岡市 しょうが い者大輪 の会	宮崎県延岡市大瀬 町 1 丁目 9 番地10	特定非営 利活動法 人延岡市 しょうが い者大輪 の会	宮崎県延岡市大瀬 町 1 丁目 9 番地10

2 届出事項		1 丁目 9 番地10	町 2 丁目 2 番 3 号
--------	--	-------------	----------------

居宅介護事業所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
宮崎県延岡市大貫町 3 丁目3059番地	宮崎県延岡市南一ヶ 岡 5 丁目 9 番 5 号	平成21年 2 月 1 日
宮崎県延岡市大瀬町	宮崎県延岡市安賀多	平成22年 4 月28日

**宮崎県告示第 726号**  
宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第 1 項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。  
平成23年 8 月25日  
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
23年-21	映画	O L 適齢期 おしゃぶり同棲中	加藤組 <オーピー映画>	平成23年 8 月17日
23 -22	映画	夏の愛人 おいしい男の作り方	工藤組 <新日本映像>	
23 -23	映画	女真剣師 色仕掛け乱れ指	田中組 <オーピー映画>	
23 -24	映画	マルドゥック・スクランブル 圧縮 完全版	アニプレックス <アニプレックス>	
23 -25	映画	婚前生だし 未熟な腰つき	池島組 <オーピー映画>	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

**宮崎県告示第 727号**  
緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成 7 年法律第 88号）第 5 条第 3 項の規定により、県緑化推進委員会から次のとおり変更する旨の届出があった。  
平成23年 8 月25日  
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした県緑化推進委員会の名称及び所在地

名称	所在地
社団法人宮崎県緑化推進機構	宮崎市宮田町13番16号

2 届出事項

所在地		変更年月日
変更前	変更後	
宮崎市宮田町13番16号	宮崎市橋通東二丁目 7 番 18号	平成23年 4 月21日

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。  
平成23年 8 月25日  
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ島之内店・ダイソー島之内店  
宮崎市大字島之内字境田6358番 1 外

2 意見の概要  
意見を有しない

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
平成23年 8 月25日から平成23年 9 月26日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により、西都市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。  
平成23年 8 月25日  
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグストアモリ西都店・マックスバリュ西都店  
西都市大字右松字三反田2134番 1 外

2 意見の概要  
意見を有しない

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成23年 8 月25日から平成23年 9 月26日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により、西都市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグストアモリ西都店・マックスパリュ西都店  
西都市大字右松字三反田2134番 1 外
- 2 意見の概要  
特になし
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成23年 8 月25日から平成23年 9 月26日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、内城地区県営土地改良事業（都城市、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類  
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成23年 8 月25日から平成23年 9 月26日まで
- 3 縦覧場所  
都城市役所農村整備課内
- 4 その他  
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、鹿児島地区県営土地改良事業（高原町、畑地帯総合整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成23年 8 月25日から平成23年 9 月26日まで

3 縦覧場所

高原町役場農政畜産課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

家畜商法（昭和24年法律第 208号）第 4 条の 2 第 1 項の規定により、平成23年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成23年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 開催の日時及び場所

開催月日	場 所	時 間
平成23年 11月 7 日 及び 8 日	宮崎市旭 1 丁目 2 番 2 号 宮崎県企業局 1 階ホール	受付 午前 8 時30分から 講習 午前 9 時から 午後 5 時まで

2 講習科目及び講習時間

- (1) 家畜の取引に関する法令 4 時間
- (2) 家畜の品種及び特徴 4 時間
- (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6 時間

3 講習を受けることができる者

今後、家畜の取引業務を営もうとする者（資格のいかんを問わない。）

4 受講の手続

講習を受けようとする者は、家畜商講習会申込書に顔面金額 3 , 300円の宮崎県収入証紙（消印しないもの）と写真を貼り、平成 23年10月 4 日までに最寄りの農林振興局（西臼杵支庁管内にあっては西臼杵支庁）に提出すること。

5 その他

詳細については、宮崎県農政水産部復興対策推進課（電話0985 (26) 7138）、西臼杵支庁又は各農林振興局に問い合わせること。

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第 14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、九州防衛局長から次のとおり通知があった。

平成23年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量（3級基準点測量）

- 2 作業期間  
平成23年8月8日から平成23年10月14日まで
- 3 作業地域  
新富町新田及び三納代地区外

## 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成23年8月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 放置駐車違反管理システム一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 契約期間 平成24年2月1日から平成29年1月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による
- (5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。  
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

## 3 競争入札に参加する者に必要な資格要件

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 平成23年宮崎県告示第154号に規定する資格を有するものであること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

カ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き

開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

ク 経営者等(法人にあつては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあつてはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。))又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。))若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。)である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる者でないこと。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号880-8509

電話番号0985(31)0110

イ 提出期限 平成23年9月30日(金)午後5時

ウ 提出方法 アの場所に持参又は郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付すること(郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。)

## 4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

(2) 期間 平成23年8月25日から平成23年10月3日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

## 5 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

(2) 期間 平成23年8月25日から平成23年10月3日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

## 6 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室

(2) 日時 平成23年10月6日(木)午後2時

## 7 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

## 8 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

## 9 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

## 10 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係

## 11 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 12 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機構(WTO)に基づ

く政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合があります。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased : Computer for parking violation managements system, 1 set

(2) Time limit for tender : 2:00 p.m. 6 Oct, 2011

(3) Contact point for the notice : Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1 - 8 - 28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL : 0985-31-0110

**正 誤**

平成23年7月4日付け県公報（号外第58号）中

ページ	誤	正
3	1セットにつき80万円	<u>1</u> セットにつき80万円
4	(4) 燃料油消費節減機器等設置資	(4) 燃料油消費節減機器等設置資金
6	、船上トイレ	、船上トイレ
6	ア 漁獲物の横移動防止の費用	ア 漁獲物の横移動防止の費用
8	様式2号の1	様式第2号の1